ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができます

ふるさと納税をした場合、所得税と個人住民税から寄附金控除を受けるには確定申告が必要となりますが、確定申告が不要な給与所得者などに対し、負担軽減を図るために手続きが簡素化されました。これがふるさと納税ワンストップ特例制度（特例制度）です。

ふるさと納税をする際に寄附先の団体に特例制度の申請をすることで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができます。

特例制度が利用できない場合があります

次の項目に一つでも該当する人は、特例制度を利用できません。

□年収2000万円以上の給与所得者

□特例制度の申請を6団体以上にした人

□医療費控除などを受けるために確定申告又は個人住民税の申告をする人

□特例制度の申請をした後に住所変更があり、寄附先団体に住所変更の届出書の提出をしていない人

特例制度が利用できない場合は

特例制度を利用できない人が、寄附金控除を受けるためには確定申告をする必要があります。

寄附金の受領証及び、平成28年中の収入の分かる書類（源泉徴収票など）を持参して税務署で確定申告を行ってください。

確定申告についての問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内、☎22・3121）へ。

特例制度についての問い合わせは、税務課市民税係（☎内線228）へ。

医療費控除の特例が創設されます

健康の保持増進及び疾病予防の一定の取り組みを行っている人が、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2000円を超える場合、超える部分の金額を8万8000円を限度に控除することができます。ただし、医療費控除の特例を適用する場合は、従来の医療費控除の適用はできません。

特例期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までで、平成29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費から控除対象になります。

特定一般用医薬品等購入費とは厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める医薬品などの購入費を指し、予防への取り組みとは本人が行う次の取り組みを指します。

・特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

問い合わせは、桐生税務署（☎22・3121）又は税務課市民税係（☎内線226）へ。

償却資産の申告は1月31日（火）までに

平成29年1月1日現在で、工場や商店などの事業に使用することができる機械、装置、工具などの償却資産は、平成29年度分の固定資産税の対象となります。

償却資産を所有する事業者には、12月中旬に申告用紙を送付しますので、市役所1階の税務課又は新里支所・黒保根支所市民生活課へ申告してください。

また、インターネットを利用して地方税の手続きができる「エルタックス」でも申告できます。

問い合わせは、税務課家屋係（☎内線232・233）へ。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の再発行は年金事務所へ

平成28年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるための年末調整や確定申告を行うときには、日本年金機構が国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。

11月上旬に郵送されていますので、各書類に添付してください。紛失してしまった場合などは、桐生年金事務所で再発行ができます。

なお、10月1日から12月31日までに、今年はじめて国民年金保険料を納めた人へは、平成29年の2月上旬に送付します。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44・2311）へ。

税の申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、確定申告など税の手続きを行う際には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合

マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）ができます。

自宅などから「e-Tax（イータックス）」で送信すれば本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

●マイナンバーカードをお持ちでない場合

本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と、記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類が必要です。

番号確認書類

・通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれか1点。

身元確認書類

・運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1点。

問い合わせは、税務課市民税係（☎内線228）又は桐生税務署（自動音声案内、☎22・3121）へ。

本人確認に必要な書類

マイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーカードだけで、マイナンバーの確認（番号確認）と持ち主かどうかの確認（身元確認）が可能です。

マイナンバーカードを持っていない場合

マイナンバーを確認するための「番号確認書類」1点とそのマイナンバーの持ち主かどうか確認するための「身元確認書類」1点が必要になります。

番号確認書類

・通知カード
・住民票の写し
・住民票記載事項証明書　など

番号確認ができるもの1点

身元確認書類

・運転免許証
・公的医療保険の被保険者証
・パスポート　など

身元確認ができるもの1点

市税の滞納整理を実施中です

納期限までの納付に御協力を

市では、市税を滞納されている人への電話や訪問による納税催告を強化しています。

市の健全な財政運営を進める上で、市税は大切な自主財源です。

納期限までの納付に御協力ください。

市税を滞納すると

市税を納期限までに納めないと、延滞金も含めて納めていただくことになります。

また、督促状や催告書、電話などによる催告にもかかわらず、納付されない場合には、給与や預貯金の差押えなどの滞納処分を受けることもあります。

納期限までに市税を納付することができない場合には、市役所1階の納税課へ御相談ください。

口座振替を利用しましょう

口座振替の申し込みをすれば納期ごとの納め忘れもなく便利で確実です。

また、コンビニエンスストアやパソコン、携帯電話を使ってのインターネットバンキング、ペイジー対応のATMでも納めることができます。

納税相談・受け付け

時間＝午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

場所＝納税課（市役所1階）※納税については、午後5時15分から午後6時30分まで税証明交付コーナー（市役所1階）で受け付けています。

問い合わせは、納税課納税係（☎内線239）へ。